

『移民政策研究』編集規定

(2013年12月14日改定)

1. 本誌は、移民政策学会の機関誌で、1年1号として発行する。
2. 本誌は、原則として本会会員の移民政策関係の研究の発表にあてる。
3. 本誌に論文、報告、書評、学会動向の各欄を設ける。なお、論文と報告は英文での執筆も認める。
4. 論文は、投稿論文と依頼論文とからなる。
5. 報告は、事業や実践についての単なる事実の記述だけでなく、筆者の解説・分析等を加えたものである。
6. 依頼論文、報告、書評の依頼は、編集委員会で行う。
7. 学会動向欄は、学会大会、各関連学会等の活動状況の紹介にあて、その依頼は編集委員会において行う。
8. 原稿の掲載は編集委員会の決定による。
9. 原稿の著作権（著作者人格権を除く）は、発行後1年間、無償で移民政策学会に帰属するものとし、1年経過後は著作者に帰属するものとする。なお、著作者は、移民政策学会のホームページ上に原稿を掲載することを承諾し、その対価は求めない。

『移民政策研究』執筆要項

(2016年3月26日改定)

1. 原稿の長さ

原稿の長さは、以下の範囲内とします。分量計算はすべて文字数を単位とします。

- (1) 論文は12,000字以上20,000字以内
- (2) 報告は12,000字以内

2. 構成

論文と報告には、タイトル、著者名と所属、本文（図表・注・引用文献を含む）のほか、和文要約と英文要約、およびキーワードを添付してください。

- (1) 和文要約は600字以内、英文要約は250語以内とします。
- (2) キーワードは、和語・英語各3語で、和文要約と英文要約の前にそれぞれ記載してください。
- (3) 本文には、見出し、小見出し、注、引用文献、図表までを含めます。
- (4)

論文と報告の構成はタイトル、著者名と所属、和語キーワードおよび和文要約、本文、英語キーワードおよび英文要約の順序としてください。

3. 書式

原稿の書式は以下の原則にしたがってください。

- (1)
原稿はA4判の用紙を使って、40字×40行で見やすく印字したものを提出してください。各頁には、通し番号を付してください。
- (2)
英数字は、1文字については全角、2文字以上の場合は半角文字を用います。ただし、欧文中はすべて半角となります。
- (3) 章、節、項には半角数字を用いて、それぞれ「1」「(1)」「(a)」のように記してください。
- (4)

英文字人名や英文字地名はよく知られたもののほかは、初出の箇所はその原綴りを、「マックス・ウェーバー (Max Weber)」の

ように記してください。

(5)

原則として西暦を用います。元号を使用する場合には、「平成9（1997）年」のように記してください。

4. 図表・写真

(1)

図表・写真は、執筆者の責任で電子形態で作成し、オリジナルおよび仕上がり寸法大のコピーも原稿とともに提出してください。電子形態での様式については、査読審査後にお知らせします。またその作成にあたって編集委員会でなんらかの費用が必要な場合は、執筆者からその費用を徴収する場合があります。

(2)

図表の頭に「図1 外国人入国者数の推移（2008年12月末現在）」のように題名を記し、データ類を他の文献から引用する場合には、下部に「出典：法務省入国管理局編，2007『出入国管理 平成19年版』」のように、引用した文献を挙示します。

(3)

図表・写真の挿入位置を原稿中に明記してください。大きさに応じて1/4頁大=400字相当，1/2頁大=800字相当と字数換算します。

5. 注・文献引用

(1) 注は、本文該当箇所の右肩に通し番号*1，*2のように記し、本文の最後にまとめて記載します。

(2)

本文中における引用文献の参照形式は、「Levi-Strauss, 1962 : 253=1995 : 229」のように、「著者名，原著発表年：原著引用頁=和訳書刊行年：和訳書引用頁」を記します。

(3)

引用文献リストは、著者名（日本語文献は五十音順，外国語文献はアルファベット順），発行年，論文名（書名），雑誌名，巻号，出版社名，所在ページの順で記載します。和文文献は，書名・雑誌名を『 』で，論文名を「 」でくくってください。英文書名・雑誌名は，イタリック体にするか下線を引いてください。

〈例〉

単著和文 駒井洋，2006『グローバル化時代の日本型多文化共生社会』明石書店，○頁

単著欧文 Tomlinson, S., 2008, Race and Education: Policy and Politics in Britain, Open University Press, p.

○

編著和文 児玉晃一，2007「裁決・退去強制令書に対する異議申立て—司法の現場から」渡戸一郎・鈴木江理子・A.P.F.S. 編著『在留特別許可と日本の移民政策—「移民選別」時代の到来』明石書店，○～○頁

編著欧文 Anwar, M., 2000, New Commonwealth Migration to the UK, in R. Cohen (ed), Cambridge Survey of World Migration, Cambridge University Press, pp. ○-○

雑誌和文 近藤敦，2009「なぜ移民政策なのか」移民政策学会編『移民政策研究』1号，現代人文社，○頁

雑誌欧文 Taylor, C., Fitz, J. and Goard, S., 2005, Diversity, Specialization and Equity in Education, Oxford Review of Education 31(1), p. ○

(4)

判例は，頁は，原則として判例が掲載されている初出の頁を引用し，最高裁判所判決は，大法廷判決を「最大判」と表示し，小法廷判決を「最判」と表示します。

〈例〉

「最判」平成20年2月5日「民集」43巻6号355頁

「東京地判」平成19年11月10日「判時」1410号23頁

なお，先例，通達は，文部科学省平成21年5月2日初等中等教育局長「通知」などのように表記します。法律や判例を収録して

いる文献からの引用は、単著和文に準じます。

(5)

インターネット上のホームページの情報を文献として利用したときは、サイト名、URL、アクセス日を以下の例にならって明記してください。

〈例〉

和文 統計局HP内「平成17年国勢調査」 (http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=00000102519_1&cycode=0, 2010年3月21日アクセス)

欧文 Immigration Support, 2009, citizenship (<http://www.usimmigrationsupport.org/citizenship.html>, March 16, 2010)

6. 校正等

著者による校正は1回とします。投稿論文については、掲載決定後、直ちに完全原稿の電子ファイル（原則としてテキストファイル）とそのプリントアウトをあらためて提出してください。その際、注および図表の位置、特殊な指示などは、プリントアウトの上に朱書してください。

論文投稿規定

(2016年3月26日改定)

1.

本誌に投稿できるのは本学会会員に限る。なお、共著論文の場合も同様である。

2. 本誌に発表する論文は、いずれも他に未発表のものに限る。

3. 他で審査中あるいは掲載予定となっているものは二重投稿とみなし、本誌での発表を認めない。

4.

本誌に会員の投稿原稿が掲載されたときから、1カ年を経過するまでは当該会員は新たな原稿を投稿できない。

5.

投稿する会員は下記送付先に審査用原稿コピー4部およびEメールにて添付ファイルで送付する。

【送付先】

移民政策学会編集委員会

〒101-0021 東京都千代田区外神田6-9-5 明石書店気付

E-mail: migration-policy-review@iminseisaku.org

6. 締切日は毎年9月15日（必着）とする。

7. 原稿は所定の執筆要項にしたがうこととする。